

ごみの分け方・出し方

分別して
指定ごみ収集袋で

ごみは、地区ごとに決められた収集日の朝8時30分までに、ごみ集積所に出してください。

処理施設に直接搬入する場合は、地区により搬入先が異なりますので注意してください。

分別方法

「燃やせるごみ」(青袋)、「ビニール・プラスチック類」(白袋)、「ビン・カン・ガラス」(赤袋)、「金物・陶磁器類」(黄袋)に分別してください。

「有害ごみ」は乾電池・体温計・温度計・蛍光灯などで、指定袋以外の袋に入れ、「乾電池など」と中身がわかるように書いて出してください。

「粗大ごみ」は指定袋に入らない大きなものです。収集を希望する人は、いずみ清掃工場(☎36・1689)に申し込んでください。

下総・大栄地区の分別方法

「可燃ごみ」(緑袋)、「ビン・

カン」(黄袋)、「不燃ごみ」(赤袋)、「ペットボトル」(白袋)に分別してください。

家具類などは、伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)へ直接搬入してください。直接搬入するには、クリーン推進課(市役所2階)、下総・大栄支所農産土木課で発行する搬入券が必要です。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

自動交付機

住民票・印鑑登録証明書が取得できます

自動交付機を利用するには、暗証番号が登録された専用カードが必要で、住民票と印鑑登録証明書が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりた

自動交付機の設置場所と稼働時間

設置場所	稼働時間	休止日
市民課前 (市役所1階)	午前8時30分～午後7時(第2・第4日曜日 は午後5時まで)	土・日曜日(第2・第4日曜日を除く)、 祝日、年末年始
三里塚コミュニティセンター (☎40-4880)	午前9時～午後5時	日(くわしくは各施設に問い合わせてください)
中央公民館 (☎27-5911)		

市民カード」の2種類があります。カードの交付申請には、暗証番号(4けた)の登録が必要となりますので、必ず本人が申請してください。現在持っている印鑑登録証を、専用カードに取り替えることもできます。

必要なもの：印鑑登録証(すでに印鑑登録している人)、印鑑(新規で印鑑登録する人は登録する印鑑)、官公署発行の顔写真付き本人確認書類

受付場所：市民課(赤坂・遠山分室を除く)、下総・大栄支所市民福祉課

本人確認書類がない場合は、後日、申請人の意思確認のための「照会書」を郵送しますので、「回答書」欄に押印し必要事項を書いて、窓口に持ってきてください。

本人確認書類がない人でも、成田市に印鑑登録している人を保証人として申請した場合は、即日交付を受けることができます。その際、保証人の登録印の押印と登録番号の記入された保証書が必要です。交付機で使用できる紙幣は千円札のみ、硬貨は10円以上です。

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所市民福祉課(☎96・1113)、大栄支所市民福祉課(☎73・8066)へ。

水道メーターの交換
委託を受けた業者が
作業を実施します

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められています。このため、市では使用期間が満了となる水道メーターを順次交

換しています。

対象となる家庭や事業所などに、市からの委託を受けた業者が交換作業のため訪問しますので、ご協力ください。

※交換作業は無料です。くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

水道週間
限りある水を大切に

6月1日(水)～7日(火)は水道週間です。わたしたちが毎日使用している水道水は、地下水と河川が水源です。水を使うときは節水を心がけ、限りある資源を大切にしましょう。

漏水に注意

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターや1リットル針が動いていたら、早急に市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

【5月1日～15日】

1日	体育指導委員連絡協議会総会
2日	地域防犯推進員委嘱状交付式
7日	成田山平和大塔まつり奉納総踊り サッカー協会総会 PTA連絡協議会総会
8日	2011 NARITA 少年の翼結団式
10日	生涯大学院同窓会総会 伊能歌舞伎米研究会総会
11日	生涯大学院入学式・開講式
12日	消費者友の会総会
13日	市町村長会議
14日	戦没者追悼式 明治大学・成田社会人大学開講式 成田山薪能火入れ式
15日	稲作り体験教室 成田ユネスコ協会総会 伊能歌舞伎保存会総会 成田ブランドスタートアップ・フォーラム



成田山平和大塔まつり奉納総踊りであいさつ

出水期

日ごろからの備えを

今年も、集中豪雨(梅雨)や台風により河川が急に増水し洪水が起きやすい出水期を迎えました。

最近、全国各地で台風などによる風水害や土砂災害の被害が多発しています。台風などについては、テレビの気象情報などで事前に予測することが可能です。少しでも被害が軽減できるよう、日ごろから防災意識を持ち、備えを万全にし、自分や家族の安全を守りましょう。

大雨警報・注意報の暫定運用につ

いて

銚子気象台では、東日本大震災の影響により、大雨警報の発令基準を引き下げて運用することになりました。地震により地盤が弱く

なっている可能性が高いので大雨警報に注意してください。

防災行政無線で放送しています

市では、災害が発生した場合や発生のおそれが生じた場合に避難に関する情報などのほか、緊急を要する行政情報を防災無線で放送しています。防災無線の放送が聞き取れなかったり、聞き逃したりした場合は、防災無線テレホンガイド(☎0120・383898)に連絡するか、市ホームページの防災情報(<http://n17k.jp/information/>)で確認してください。

また、防災に関する情報は、「防災メール」でもお知らせしています。登録方法は、「@n17k.jp」に空のメールを送信し、返信されたメールの内容に従って登録してください。

※くわしくは危機管理課 ☎201523へ。

農業委員会委員選挙

投票日は7月3日

7月19日に任期満了となる市農業委員会委員の選挙が、7月3日(日)に行われます。この選挙により22人の委員が改選されます。投票時間は、午前7時から午後8時までです。

立候補の届け出

期日 ☎6月26日(日)
時間 ☎午前8時30分～午後5時
会場 ☎市役所6階中会議室
立候補届け出用紙の配布 ☎6月6日(月)から、市選挙管理委員会(市役所4階)、下総・大栄支所(総務課で配付)

投票できる人 ☎次の要件を満たし、平成23年3月31日に確定した選挙人名簿に登録されている人
①市内に住所のある人

②10アール以上の農地を耕作し、それを業務とする人

③②の同居の親族または配偶者で、農業耕作従事日数がおおむね60日以上の人

④10アール以上の農地を耕作し、それを業務とする農業生産法人の組合員または社員で、農業耕作従事日数がおおむね60日以上の人

⑤選挙人名簿確定の期日(3月31日)現在で20歳以上の人
立候補できる人 ☎「投票できる人」の①および②～④のいずれかに当てはまり、選挙期日(7月3日)現在20歳以上の人

※くわしくは市選挙管理委員会事務局(☎22-11111 内線3152)へ。

500万円を限度に 事業費の半額を補助

がけ地の整備

がけ崩れは、大雨・長雨・地震により、地面が緩んだときに発生しやすくなります。

市では、危険ながけ地への擁壁の設置や、のり面(傾斜地)の整備に対して補助をしています。

対象となる事業 ☎次の条件に当てはまるもの(宅地造成事業や宅

6月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
6月6日(月)	並木町地区	午後11時～翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

地分譲事業の一つとしての整備は対象となりません)
○高さ(垂直)が5m以上、傾斜度が30度以上のがけ地の整備
○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備
補助額 ☎500万円を限度に、事業費の半額
※補助を受けるには手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。くわしくは同課(☎20-1550)へ。

危険物安全週間

**正しい取り扱いを
心掛けましょう**

6月5日(日)～11日(土)は危険物安全週間です。今年の標語は「危険物無事故のゴールは譲れない」です。

石油類をはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用され国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性が増大しています。

危険物の正しい取り扱いや保管方法、特性を再認識し、安全使用を心掛けましょう。

※くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)へ。

水道事業運営審議会

委員を募集します

市では、水道事業の健全な運営を確保するために必要な助言などを行う「水道事業運営審議会」の委員を募集します。

応募資格 市営水道(簡易水道を含む)を利用している人で、7月15日現在20歳以上75歳未満の人(ほかの審議会などの委員に委嘱されている人・議員・市の

常勤職員は除く)

定員 2人

任期 7月15日から2年間

開催回数 年2回程度(平日)

報酬 市の条例で定める額

選考方法 書類審査(選考結果は応募者全員に書面で通知)

応募方法 6月14日(火)(必着)までに水道部ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/suido/index0000.html>)にある応募申込書に、住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・勤務先(職業)または学校名・履歴(過去の経験など)と応募動機(400字程度)を書いて、直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで水道部業務課(〒286-0012 山口293-1, FAX 22-6122, Eメール gyomu@city.narita.chiba.jp)へ。

※くわしくは同課(☎22-0269)へ。

保護命令手続

申し立てが容易です

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV

防止法)」が施行されてから10年になります。

配偶者暴力に関する保護命令制度を利用して、平成22年12月までに裁判所に申し立てられた保護命令事件は約2万3,100件で、そのうち、保護命令が発令されたのは約1万8,300件です。

保護命令手続は、申し立てが容易で、命令発令までの期間が短く、利用しやすい手続きです。違反者には刑事罰が科されます。

※くわしくは、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/chiba>)または千葉地方裁判所事務局総務課(☎043-222-0165)へ。

農業用プラスチック

**適正な処理を
お願いします**

使用済み農業用ビニール資材やポリエチレン資材などの農業用廃プラスチック類は、産業廃棄物です。これらの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進するために、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事前登録してください。

対象 農業用廃ビニール、農業用廃ポリエチレン、肥料袋、培土袋

袋育苗箱、保温マット、あぜシート、ブルーシートなどは回収の対象外です。産業廃棄物処理業者などに処理を依頼してください。

※くわしくは農政課(☎20-1541)、下総支所農産土木課(☎96-1112)、大栄支所農産土木課(☎73-8063)へ。

中小企業円滑化法

**平成24年3月まで
延長されました**

住宅ローンの返済で困っている人や資金繰りで悩んでいる中小企業の事業主を支援する「中小企業円滑化法」が、平成24年3月まで延長されました。

住宅ローンのある人で給与所得の減少などにより月々ボーナス時の返済で困ったり、中小企業の事業主で売り上げの低迷などにより資金繰りで困ったりしたときには、貸付条件の変更の相談が容易です。まずは、利用している金融機関

などに相談してください。

※くわしくは財務省千葉財務事務所理財課(☎043-251-7214)へ。

住宅用火災警報器

**あなたの家は
もう設置しましたか**

消防法などが改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられるから3年がたちました。

住宅用火災警報器の設置状況の調査を行ったところ、市内では2月28日までに、すでに7割の住宅で設置されていました。

まだ設置していない家庭は、自分や家族の身の安全を守るために、早めの設置をお願いします。

悪質な訪問販売に注意

不適正な価格で強引な販売を行う業者には、注意してください。不審に思ったら、すぐに消費生活センター(☎23-1161)へ相談してください。住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリングオフ制度の対象となっています。

※くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)または住宅用火災警報器相談室(☎0120-565-911)へ。